

特別寄稿 電力小売り自由化

②

業務委託の有無を確認

家庭や小規模事業者が電力小売り市場に参入することを踏まえ、電力小売りの自由化が4月から開始されるのを受けて、需要家に電力を販売する小売電気事業者がさまざまな料金プラン、サービスの公表を始めました。テレビなどの広告により「電気事業者を選べる」ことが急に身近に感じ始めたのではないでしょう。か。そこで今回は、小売電気事業者を選ぶ際のトラブルに巻き込まれないためのノウハウをご紹介します。

ガイドラインでは、事業者が営業活動を行う際の「望ましい行為」と「問題となる行為」を規定しています。

仕組み理解しトラブル回避

事業者が営業活動を行う際の「望ましい行為」と「問題となる行為」を規定しています。また、契約では電気料金の算出方法を明記し、「取り次ぎ」「代理」など、契約締結の「媒介」を行うことが認められています。その場合でも、媒介、取り次ぎ、代理を行う事業者があるため、本来に小売電気事業者から代理業務の委託を受けているかを確認することが必要です。ただし、ど

ガイドラインで問題行為を規定

電力小売りの全面自由化に向け、経済産業省は新たに「電力の小売営業に関する指針」(通称「小売営業ガイドライン」)(案)を作成しました。自由化に伴い、さまざまな事業

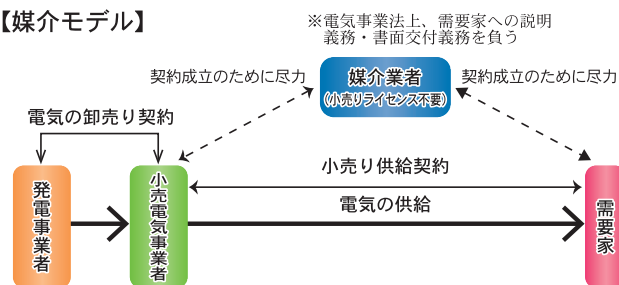
以前ご紹介した、小売電気事業者のリストも、契約内容を書面で説明する義務があります。仮に媒介、取り次ぎ、代理を行う事業者から書面説明を受けなかった場合は、小売電気事業者の責任にもなります。

苦情への迅速な対応を義務付け

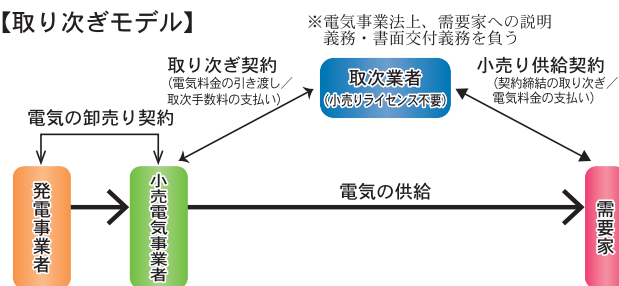
加えて小売電気事業に苦情や問い合わせがあり、苦情や問い合わせに対して迅速に対応することが義務付けられています。万が一、苦情や問い合わせが必要に応じて対応する形での自由化の恩恵を受けることにつながればと思います。

(電力取引監視等委員会委員・箕輪恵美子)

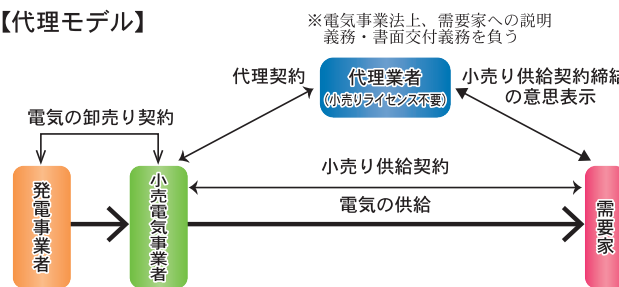
【媒介モデル】



【取り次ぎモデル】



【代理モデル】



員会事務局までお知らせください。このように、電力小売りの全面自由化により、小売電気事業者の創意工夫や事業者間の価格競争によるコスト低減など、